

生活保護引き下げ「合憲」

札幌地裁判決「国の裁量逸脱ない」

国が2013〜15年に実施した生活保護基準額の引き下げは「生存権」を保障した憲法に反するとして、北海道内の受給者ら約1300人が、自治体が生活保護費を減額した決定の取り消しを求めた訴訟の判決が29日、札幌地裁であった。武部知子裁判長は、基準の改定に厚生労働相の裁量権の逸脱があるとはいえず憲法にも違反しないとして、原告の請求を棄却した。



生活保護費を減額した決定の取り消しを求めた訴訟で、「不当判決」の紙を掲げる原告弁護団＝29日午後2時30分、札幌市中央区、日吉健吾撮影

同種訴訟は全国29の地裁に起こされた。昨年6月の名古屋地裁は原告の請求を退けたが、今年2月の大阪地裁は減額決定を取り消し、3例目の判決が注目されていた。憲法違反ではないと言及したのは初めて。原告側は控訴する方針。

国は13年から3回、生活保護費のうち、衣食や光熱費など日常生活に必要な「生活扶助」の基準額を引き下げ、デフレによる物価下落や低所得世帯の消費実態を反映させた。削減幅は平均6・5%で、最大10%に及んだ。

デフレによる物価下落率は、国が独自の指数を用いて08年を起算点として算

「1日2食がやっと」

「原告らの請求をいずれも棄却する」。武部知子裁判長が判決を言い渡すと、原告や支援者はあっけにとられた様子で法廷を後にした。

出。原告側は、08年は原油などの一時的な物価上昇があったため、下落率が過大になる恣意的な算定などと訴えた。

判決は、物価などの経済指標を考慮するかどうかは厚労相に委ねられていると認め、判断は違法とはいえないとした。デフレ状況が続いた08年以降の物価下落を反映させる必要があり、下落率の算出は恣意的とはいえないと指摘した。

原告側は憲法25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害されたと主張。だが判決は、原告の生活条件や社会的、文化的活動などに触れ、「生活は最低限度の水準を下回っていたとまで認められない」と指摘し、憲法違反とは認めなかった。厚労省は「判決は基準改定が適法と認められたものと承知している」との談話を出した。(磯部征紀)

たので、悔しさと腹立たしさでいっぱい」。心身の病気で働くことができず、生活保護費が頼みだ。だが、国による3度の引き下げで、毎月の食費を切り詰めて生活している。新型「コロナ対策のマスクや消毒液の費用もかかり、今は1日2食がやっとだ。「裁判官に私たちの生活実態を理解してもらえなかったのは残念。生活保護は暮らしに困っている人には欠かせないもの。これからも裁判を通じて、多くの人に訴えていきたい」と話した。

「国には逆らえないのか」。昨年6月の名古屋地裁判決で同様に敗訴し、控訴審で闘いを続ける千代盛学さん(66)は落胆した。札幌地裁が「原告の生活が、最低限度の水準を下回っている」とまでは認められない」と判断したことには「ただけ切り詰めているのか、わかっていないのだから」と憤る。

2月22日に基準引き下げが違法と認められた大阪訴訟で、約40人の原告団の共同代表を務める小寺アイ子さん(76)は、この日の判決に「大変な中で必死に生きる人たちを見てくれていない腹立たしい判決。良い判決が続くのを期待していたが、残念だ」と語った。

札幌地裁前では約1000人の原告や支援者らから「あー」と落胆の声が漏れた。

原告の一人、札幌市白石区の無職鳴海真樹子さん(48)は「勝てると思ってい